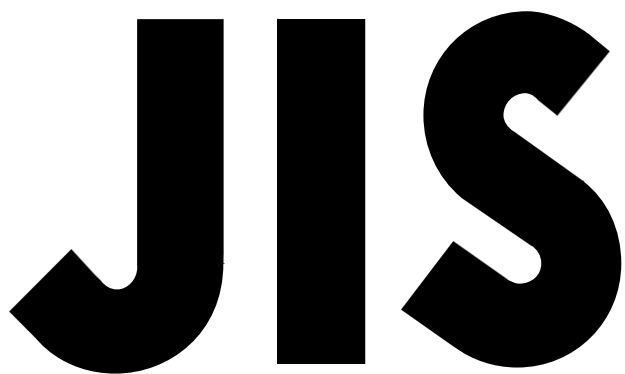




定格電圧 450/750 V 以下の
塩化ビニル絶縁ケーブルー
第 5 部：可とうケーブル（コード）

JIS C 3662-5 : 2017

(JCMA/JSA)

平成 29 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木 戸 啓 人	電気事業連合会
	熊 田 亜紀子	東京大学
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前 田 育 男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山 田 美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.3.20 改正：平成 29.1.20

官 報 公 示：平成 29.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電線工業会

(〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル TEL 03-3542-6035)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
1.1 適用範囲	1
1.2 引用規格	1
2 平形金糸コード	2
2.0A 一般	2
2.1 記号	2
2.2 定格電圧	2
2.3 構造	3
2.4 試験	3
2.5 使用指針	3
3 (規定なし)	4
4 装飾電灯器具用ビニルコード	4
4.1 記号	4
4.2 定格電圧	4
4.3 構造	4
4.3A 要求事項 (構造以外)	5
4.4 試験	5
4.5 使用指針	5
5 ライトビニルシースコード	6
5.1 記号	6
5.2 定格電圧	6
5.3 構造	6
5.3A 要求事項 (構造以外)	7
5.4 試験	7
5.5 使用指針	7
6 オーディナリービニルシースコード	8
6.1 記号	8
6.2 定格電圧	8
6.3 構造	9
6.3A 要求事項 (構造以外)	9
6.4 試験	9
6.5 使用指針	9
7 耐熱性ライトビニルシースコード (導体最高温度 90 °C用)	11
8 耐熱性オーディナリービニルシースコード (導体最高温度 90 °C用)	12

	ページ
附属書 JA（参考）JIS 対 応 国 際 規 格 と の 対 比 表	13
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電線工業会（JCMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 3662-5:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 3662 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 3662-1 第 1 部：通則

JIS C 3662-2 第 2 部：試験方法

JIS C 3662-3 第 3 部：固定配線用シースなしケーブル

JIS C 3662-4 第 4 部：固定配線用シース付きケーブル

JIS C 3662-5 第 5 部：可とうケーブル（コード）

JIS C 3662-6 第 6 部：エレベータケーブル及び可とう接続用ケーブル

JIS C 3662-7 第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

白 紙

定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル —第 5 部：可とうケーブル（コード）

Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including
450/750 V—Part 5: Flexible cables (cords)

序文

この規格は、2011 年に第 3 版として発行された **IEC 60227-5** を基とし、安全性を確認できない製品を削除し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

1.1 適用範囲

この規格は、定格電圧 300/500 V 以下の塩化ビニル絶縁可とうケーブル（コード）について規定する。全てのケーブルは、**JIS C 3662-1** の該当要求事項及びこの規格の個別要求事項に適合しなければならない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60227-5:2011, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V—Part 5: Flexible cables (cords) (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

1.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS C 3660-1-1:2003 電気・光ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法—第 1-1 部：試験法総則—厚さ及び仕上寸法の測定—機械的特性試験

注記 1 対応国際規格：**IEC 60811-1-1:1993**, Common test methods for insulating and sheathing materials of electric cables—Part 1: Methods for general application—Section 1: Measurement of thickness and overall dimensions—Tests for determining the mechanical properties 及び Amendment 1:2001 (IDT)

注記 2 **IEC 60811** の規格群は、部の再編成のため改正中である。**IEC 60811-100** に現行及び計画中の部編成の相互参照表がある。以下、**JIS C 3660** の規格群の対応国際規格に関する注記において同じ。

JIS C 3660-1-2:2003 電気・光ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法—第 1-2 部：試験法総則—熱老化試験方法